

請願第 1 号

建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願書

下記の者から別紙要旨による請願書を受理したから、議会の審議に付する。

記

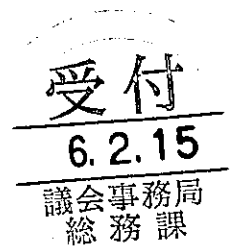
請願者 京都府京丹後市峰山町 XXXXXXXXXX
全京都建築労働組合 奥丹後支部
支部長 田 中 良 和

令和 6 年 2 月 1 5 日 提出

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸

令和6年第2回京丹後市議会3月定例会
請願文書表

- 1 件 名 建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願書
- 2 受理年月日 令和6年2月15日
- 3 受理番号 第1号
- 4 請 願 者 京都府京丹後市峰山町 XXXXXXXXXX
全京都建築労働組合 奥丹後支部
支部長 田 中 良 和
- 5 紹 介 議 員 京丹後市議会議員 水 野 孝 典
- 6 請願の要旨等 別紙のとおり
- 7 付託委員会 産業建設常任委員会



建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願書

紹介議員 水野 孝典



建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願書

1 請願の趣旨、及び理由

(別紙のとおり)

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和6年2月5日

京丹後市議会議長 谷津 伸幸 様

住所 京都府京丹後市
全京都建築労働組合 京丹後支部
支部 良和

建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願書

【請願の要旨および理由】

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称:建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月から給付金制度が開始されました。

しかし、「史上最大の公害」ともいわれる建設アスベスト被害の最大の原因者である建材メーカーが同制度に拠出しておらず、また国の違法期間外に就労した建設従事者や、屋外工が補償されないなど、アスベスト被害の全面救済に向けては同制度の改正が必要です。

あわせて現在、問題視されているのは、2006年9月1日（アスベスト全面禁止）以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、全ての解体・改修工事の施工前に、アスベスト含有建材を事前調査することとなりました。しかし、その調査・除去費用は建物所有者である京丹後市民か、請負業者が負担することになります。この負担を避けるために無届け、違法工事が横行する懸念もあり、早急な対策が必要です。

具体的には、国（国交省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」の大幅な拡充、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成制度の創設が求められます。また、多くの国民がアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の注文者や請負業者の負担を知りません。国民全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきです。

以上のように、建設アスベスト被害者の救済、国民・建設従事者の健康被害防止といった観点から、貴市議会におかれましても、同内容の国への意見書の提出を求めるものです。

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(建設アスベスト給付金法)が成立、2022年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

ついては、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3 アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- 4 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- 5 「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- 6 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストに

よる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

京丹後市議会議長 谷津 伸幸